住宅宿泊事業の安全措置に関するチェックリスト

(宛先) 姫路市保健所長

() a) a) Alexa in processing	
届出者 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	届出住宅の所在地
氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	
a () —	

住宅宿泊事業法第6条の規定に基づき、国土交通大臣が定める宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置が講じられていることを、次のとおり確認しました。

THE PARTY OF THE P										
届出住宅の条件等	建て	方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2			
	A)	一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1 で宿泊室の床面積 5 0 ㎡以下							
			2) 上記以外							
	В)	共同住宅、寄宿舎	1) 家主同居※1 で宿泊室の床面積 5 0 ㎡以下							
			2) 上記以外							
上記の	上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(①~⑦)をチェック									
安全の措置	告示第一(非常用照明器具)									
	1	非常用照明器具が設置されてい	งอ							
	告示	告示第二第一号 (防火の区画等)								
		複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない								
	2	複数グループが複数の部屋室に宿	f泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている							
	告示第二第二号イ									
	3	2階以上の各階における宿泊	室の床面積の合計が100㎡以下							
		上記以外の場合で、当該階から	避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている							
	告示第二第二号口									
	4	宿泊者使用部分の床面積の合調	ー 汁が200㎡未満							
		上記以外の場合で、届出住宅が	主要構造部を耐火構造又は準耐火構造等とした建築物である							
			『分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、							
		建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている 一								
	告示第二第二号ハ									
		各階における宿泊者使用部分の床	面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下							
	(5)	上記以外の場合で、3室以下の								
			室以下の専用のものを除く)の幅が、両側に居室がある廊下 り廊下にあっては 1.2m以上である(対象階:							
	告示第二第二号二									
	6		の床面積の合計が300㎡未満							
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である									
	D/1	(1)宿泊者使用部分が3階以上								
	7		m ² 未満であり、かつ、宿泊者利用部分が3階に設けられてい							
			穴部分と竪穴部分以外の部分とを間仕切壁等で区画している							
		 上記(1)(2)以外の場合で、届出	住宅が耐火建築物である							